

郡山地方消防防災協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山地方消防防災協会（以下「協会」という。）の事業の円滑な推進を図るため、協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象とする経費は、協会の運営に要する経費とし、補助額は、200,000円以内とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 協会会則
- (4) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければなければならない。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することが出来る。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算報告書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月7日から施行する。